

○可茂衛生施設利用組合職員服務規程

平成 11 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 4 号

改正 平成16年10月1日組合訓令甲第3号 平成29年8月2日組合訓令甲第4号

可茂衛生施設利用組合職員服務規程（昭和49年可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、常勤の一般職職員（以下「職員」という。）の服務について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（服務の基準）

第2条 職員は、住民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益の為に誠実公正に、かつ、能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

（身分証明書）

第3条 職員は、その身分を明らかにするため、常に可茂衛生施設利用組合職員身分証明書（別記様式第1号。以下「証明書」という。）を所持し、職務の執行に当たり、職員であることを示す必要があるときは、いつでも呈示しなければならない。

2 職員は、証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 職員は、証明書の記載事項に変更があったときは、直ちに事務局長にその旨を申し出て、書換えの手続をとらなければならない。

4 職員は、証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに事務局長にその旨を申し出て、再交付を受けなければならない。

5 職員が退職し、又は死亡したときは、速やかに証明書を返還しなければならない。

（名札）

第4条 職員は、勤務時間中貸与された別に定める名札を左胸の見やすい位置に付けるなければならない。

2 名札の取扱については、第3条第2項から第5項までの規定の例による。

（勤務の遵守）

第5条 職員は、勤務時間中みだりに勤務場所を離れてはならない。

2 職員は、勤務時間中執務のため一時席を離れる場合は、上司に行先、用件、所要時間等を告げ、所在を明らかにしておかなければならない。

（不在中の事務処理）

第6条 職員は、出張、休暇等により不在となるときは、担当する事務のうち急を要するものについて、上司にその旨を告げ、事務が停滞しないようにしなければならない。

（所内の整頓）

第7条 職員は、文書、物品等をすべてていねいに取扱い、散逸汚損等にならないように常に整理整頓を心掛けなければならない。

(事故報告)

第8条 職員は、職務に関して事故を起こし、又は使用中の物品等を亡失し若しくは損傷したときは、遅滞なく上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(退所)

第9条 職員は、退所するとき、各自所管の文書、物品等を整理し、所定の場所に収納し、重要なものは、常に非常持ち出しができるようにしておかなければならない。

2 職員は、退所するとき、その所属する部屋の窓、扉等を閉鎖しなければならない。

(出張の復命)

第10条 職員は、出張を命ぜられたときは、帰所後速やかに復命をしなければならない。

(時間外勤務)

第11条 職員は、時間外勤務を命ぜられたときは、勤務終了後、特に火気の始末及び戸締りを完全にして退所しなければならない。

(非常事態の措置)

第12条 職員は、勤務時間外に勤務所又はその付近に火災その他非常の災害が発生し、又は発生するおそれがあることの実態を知ったときは、直ちに登所し、非常事態に対処しなければならない。

2 職員は、施設等の危機その他緊急の措置を必要とすると判断したときは、上司の指揮命令を待つことなく重要書類、物品等の搬出又は保護に努める等臨機の措置をとらなければならない。

3 職員は、非常事態に対処できるよう勤務時間外においても所在が明らかになるように努め、職員が団体に旅行（公務の出張を除く。）する場合又は外国へ旅行する場合においては、事前にその所在を所属長に届け出ておかなければならない。

(履歴書の提出)

第13条 新たに職員となった者は、履歴書を事務局長に提出しなければならない。

2 職員は、履歴書の記載事項を変更する必要がある場合は、直ちに事務局長にその旨を申し出なければならない。

(身上に関する願、届)

第14条 職員の身上に関する願、届は、所属長を経て、文書で管理者に提出しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第15条 職員は、退職、免職、休職、停職、異動等になったときは、7日以内に事務引継書により後任者又は上司の指定する職員にもれなく担当事務を引き継がなければならない。ただし、速やかに引き継ぐことができない特別の事由があるときは、上司の承認を得て引継ぎを延期することができる。

(非常勤職員の服務)

第16条 非常勤職員については、常勤の一般職職員に準じて、地方公務員に関する法令及び上司の命令等を遵守しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に使用されている名札は、この訓令の規定によるものとみなす。

附 則（平成16年組合訓令甲第3号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成29年組合訓令甲第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号(第3条関係)

写 真	<h2>身 分 証 明 書</h2>
	職 員 番 号
	氏 名
	上記の者は、可茂衛生施設利用 組合の職員であることを証明する。
平成 年 月 日	
可茂衛生施設利用組合管理者	印